

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年7月31日（金曜日）

定期第 2705 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○規則		協働推進課)	469
神奈川県事務委任規則の一部を改正する規則（総務・人事課）	467	特定非営利活動法人の定款の変更認証申請（県民・NPO協働推進課）	470
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境農政・大気水質課）	467	大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要（産業労働・商業流通課）	470
○告示		基本測量の実施通知（県土整備・建設業課）	471
指定管理者の指定（政策・土地水資源対策課水政室）	467	公共測量の実施通知（2件）（県土整備・建設業課）	471
指定管理者の指定（県民・人権男女共同参画課）	468	公共測量の終了通知（2件）（県土整備・建設業課）	471
指定管理者の指定（3件）（県民・文化課）	468	開発行為に関する工事の完了（県土整備・建築指導課）	471
指定管理者の指定（県民・国際課）	468	横浜市金沢区地先の漁場使用制限（海区漁業調整委員会）	472
救急病院等の認定の一部改正（保健福祉・医療課）	468	多摩川におけるしじみの採捕に係る制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限（内水面漁場管理委員会）	474
指定管理者の指定（2件）（保健福祉・障害福祉課）	468	地方公務員共済組合の決算の要旨の公告	474
指定管理者の指定（2件）（保健福祉・障害サービス課）	469	○入札公告	
都市計画事業の事業計画の変更認可（県土整備・都市計画課）	469	特定調達契約に係る一般競争入札の実施（会計・調達課）	475
神奈川県屋外広告物条例による地域の指定の一部改正（県土整備・都市整備課）	469	特定調達契約に係る一般競争入札の実施（企業・会計課）	476
○公告		落札者等の公告（警察・会計課）	481
特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民・NPO）			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関において掲示し、併せて、かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

規 則

神奈川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第91号

神奈川県事務委任規則の一部を改正する規則

神奈川県事務委任規則（昭和35年神奈川県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表流域下水道整備事務所長の項第3項(2)中「第25条の7」を「第25条の15」に改め、同項(3)中「第25条の8第1項」を「第25条の16第1項」に改め、同項(4)から(9)までの規定中「第25条の10」を「第25条の18」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第92号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第45条に次の1号を加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第368号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県立相模湖交流センター条例（平成11年神奈川県条例第40号）第5条の規定により、神奈川県立相模湖交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
アクティオ株式会社
東京都目黒区下目黒一丁目 1 番11号 目黒東洋ビル 4 階
- 2 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

神奈川県告示第369号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県女性保護施設さつき寮条例（昭和39年神奈川県条例第27号）第5条の規定により、神奈川県女性保護施設さつき寮の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人神奈川県民生福祉協会
横浜市
- 2 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成38年 3 月31日まで

神奈川県告示第370号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県立県民ホール条例（昭和49年神奈川県条例第1号）第5条の規定により、神奈川県立県民ホールの指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人神奈川県芸術文化財団
横浜市中区山下町 3 番地の 1
- 2 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

神奈川県告示第371号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県立神奈川近代文学館条例（昭和59年神奈川県条例第3号）第5条の規定により、神奈川県立神奈川近代文学館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人神奈川文学振興会
横浜市中区山手町110番地
- 2 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

神奈川県告示第372号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県立音楽堂条例（平成7年神奈川県条例第3号）第5条の規定により、神奈川県立音楽堂の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人神奈川芸術文化財団
横浜市中区山下町 3 番地の 1
- 2 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

神奈川県告示第373号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（平成9年神奈川県条例第37号）第5条の規定により、神奈川県立地球市民かながわプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益社団法人青年海外協力協会
東京都千代田区一番町23番地 3
- 2 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

神奈川県告示第374号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

平成27年 7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中

医療法人社団桐峰会 横浜桐峰会病院	横浜市瀬谷区瀬谷 1-29の 1	平成27年 6 月 1 日から平成30年 5 月31日まで	を
-------------------	------------------	-------------------------------	---

医療法人社団桐峰会 横浜桐峰会病院	横浜市瀬谷区瀬谷 1-29の 1	平成27年 6 月 1 日から平成30年 5 月31日まで	に
医療法人社団仁和会 さがみ仁和会病院	相模原市中央区相模原 4-11の 4	平成27年 7 月23日から平成30年 7 月22日まで	

改める。

神奈川県告示第375号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県ライトセンター条例（昭和49年神奈川県条例第2号）第5条の規定により、神奈川県ライトセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 7 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
日本赤十字社
東京都港区芝大門一丁目 1 番 3 号
- 2 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31 日まで

神奈川県告示第376号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県聴覚障害者福祉センター条例（昭和55年神奈川県条例第2号）第5条の規定により、神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 7 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会
藤沢市藤沢933番地の2
- 2 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31 日まで

神奈川県告示第377号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第5号）第5条第1項の規定により、愛名やまゆり園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 7 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人かながわ共同会
秦野市南矢名三丁目 2 番 1 号
- 2 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成38年 3 月 31 日まで

神奈川県告示第378号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第5号）第5条第1項の規定により、厚木精華園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 7 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人かながわ共同会
秦野市南矢名三丁目 2 番 1 号
- 2 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成38年 3 月 31 日まで

神奈川県告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成23年神奈川県告示第188号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 7 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 横浜国際港都建設道路事業 3・5・13号大田神奈川線（馬場地区）
(2) 同 3・4・23号鶴見三ツ沢線（関連外郭部）
- 3 事業施行期間
平成13年 9 月 4 日から平成29年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
横浜市鶴見区上の宮一丁目、馬場一丁目及び馬場七丁目地内
同 神奈川区西寺尾一丁目地内
同 港北区菊名四丁目地内
(2) 使用の部分
なし

神奈川県告示第380号

神奈川県屋外広告物条例による地域の指定（昭和53年神奈川県告示第751号）の一部を次のように改正する。

平成27年 7 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1の項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、同項(1)中「（平成26年三浦市条例第15号）」を削り、同項(1)を同項(2)とし、同項に(1)として次のように加える。

- (1) 三浦市風致地区条例（平成26年三浦市条例第15号）第6条第1項（同条例第7条において準用する場合を含む。）の規定により指定された第1種風致地区

公 告

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

平成27年 7 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 7月23日	特定非営利活動法人 災害時避難行動支援 ネットワーク	馬上 喜裕	厚木市妻田西3丁目13 番36号	この法人は、一般市民及び避難行動要支援者に対して、避難行動要支援者の調査研究に関する事業、情報提供に関する事業、要支援者に対する支援に関する事業を行い、一般市民の力で避難行動要支援者の支援をすることを通じて、公益に寄与することを目的とする。
平成27年 7月23日	特定非営利活動法人 親と子のタッチ研究会	新井 典子	大和市福田二丁目32番 地 1	この法人は、次世代の子どもの健全な育ちに関わる一般市民に対して、タッチを用いた子育て・教育に関する事業を行い、次世代を担う青年や妊婦の親準備性を育む教育や子育て支援に寄与することを目的とする。
平成27年 7月24日	特定非営利活動法人 一麦	大岡めぐみ	横須賀市ハイランド3 丁目16番 5号	この法人は、横須賀市周辺に住む知的障がい児者に対して、心身ともに健やかな生活を安心して送るために医療や経済的な視点を重視した福祉事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

平成27年 7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 7月16日	特定非営利活動法人 横須賀つばさの会	下江 秀雄	横須賀市船越町1丁目 50番地	この法人は、精神障害者の家族会として、精神障害者の自立と就労への訓練や支援の場としての小規模作業所等の設置及び運営等に関する事業、精神障害者やその家族の生活支援等に関する事業、並びに精神保健福祉に対する地域社会の理解の促進等に関する事業を行い、保健、医療及び福祉の関係諸機関と連携した活動により、地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。
平成27年 7月21日	特定非営利活動法人 メンタルレスキュー 協会	村越 登祐	伊勢原市三ノ宮1,273番 地	この法人は、一般市民に対して、惨事に際しての心理的支援に必要な基本的事項の普及向上に関する事業を行い、国民生活の質の向上に寄与することを目的とする。
平成27年 7月21日	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の 会	岩澤 洋子	茅ヶ崎市東海岸南2丁目 6番14号 長尾ビル	この法人は、会員の協働による運営の下、子どもたちの心身ともに健やかな発達を援助する事業を行うことにより、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。
平成27年 7月22日	特定非営利活動法人 大和さくら会	市川 俊幸	大和市桜森1丁目8番 地の23	この法人は、障害者が個人として尊重され、地域社会を構成する一員として自立した日常生活を営むことを実現する支援に関する事業及び精神保健福祉に対する地域社会の理解の促進に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
平成27年 7月24日	特定非営利活動法人 日本就労支援センタ ー	渡部 美憲	海老名市大谷北4丁目 2番 3号	この法人は、障がいのある方に対して、就労の支援に関する事業を行い、もって、障がいのある方が自立と自己実現を目指すことができる社会づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局産業部商業流通課及び神奈川県県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成27年 7月31日から同年11月30日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環

境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成27年 7月31日から同年11月30日までに知事に意見書を提出できます。

平成27年 7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

小田急電鉄株式会社

東京都渋谷区代々木2-28の12

- 代表取締役 山木 利満 ほか1者
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
本厚木駅ビル
厚木市泉町1ほか
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社ロック・フィールド 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町 15の2 代表取締役 岩田 弘三 ほ か127者	株式会社ロック・フィールド 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町 15の2 代表取締役 古塚 孝志 ほ か129者

- 4 変更の年月日
平成27年7月6日ほか
- 5 届出年月日
平成27年7月8日

測量法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨通知がありました。
平成27年7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
基本測量 (防災対策地域水準測量)
- 2 測量の地域
横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、中郡大磯町及び二宮町並びに足柄下郡真鶴町及び湯河原町
- 3 測量の期間
平成27年8月10日から平成28年2月26日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、藤沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。
平成27年7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量 (3級基準点測量)
- 2 測量の地域
藤沢市南部
- 3 測量の期間
平成27年7月10日から同年8月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、藤沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。
平成27年7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量 (4級基準点測量)
- 2 測量の地域

- 藤沢市南部
- 3 測量の期間
平成27年7月10日から同年8月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、横浜市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

平成27年7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量 (航空レーザ測量)
- 2 測量の地域
横浜市内
- 3 測量の期間
平成27年1月15日から同年3月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、川崎市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

平成27年7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量 (川崎都市計画道路小杉菅線に関する平面図の作成)
- 2 測量の地域
小杉菅線 (川崎市多摩区菅6丁目から多摩区中野島4丁目)
- 3 測量の期間
平成26年6月1日から平成27年3月13日まで

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1	開発区域に含まれる地域の名称	座間市相模が丘5-772の1ほか16筆
	開発区域の面積	1,924.14平方メートル
	開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市北原町3-2の22
	開発許可を受けた者の氏名	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行
	開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	平成27年1月30日 (平成27年4月8日) 厚土東第610106号 厚土東第610003号
2	開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市早川字宮久保1,553ほか1筆
	開発区域の面積	923.12平方メートル

開発許可を受けた者の住所	大和市中心3-4の28	
開発許可を受けた者の氏名	株式会社グリーンハウジング 代表取締役 松下 恒平	
開発許可年月日及び許可番号	平成27年4月22日	厚土東第610011号
3		
開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町倉見1,961の7	
開発区域の面積	844.35平方メートル	
開発許可を受けた者の住所	高座郡寒川町倉見1,959	
開発許可を受けた者の氏名	栗田 俊一	
開発許可年月日及び許可番号	平成27年4月24日	平土第610005号

神奈川県漁業調整委員会指示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、横浜市金沢区地先の漁場の使用に関する制限について、次のとおり指示する。

平成27年7月31日

神奈川県漁業調整委員会

会長 渡 邊 精 一

1 漁場の使用に関する制限

次の(1)に掲げる漁場の区域における(2)に掲げる漁業の種類については、(3)に掲げる漁業協同組合及びその組合員以外の者の操業を禁止する。

(1) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、EF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点の位置

- A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点
- B 横須賀市夏島町1番地護岸角
- C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿いに60メートルに位置する同護岸天端海側端
- D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿いに7.5メートルに位置する同護岸天端海側端
- E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端
- F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端
- G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角
- H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端

点の位置

- ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端
- イ GからHを見通した線を0度とし、Gから右回りに348

度17分39.2メートルの点

ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点

エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点

オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点

(2) 漁業の種類

小型機船底びき網漁業、潜水器漁業及びたこ漁業

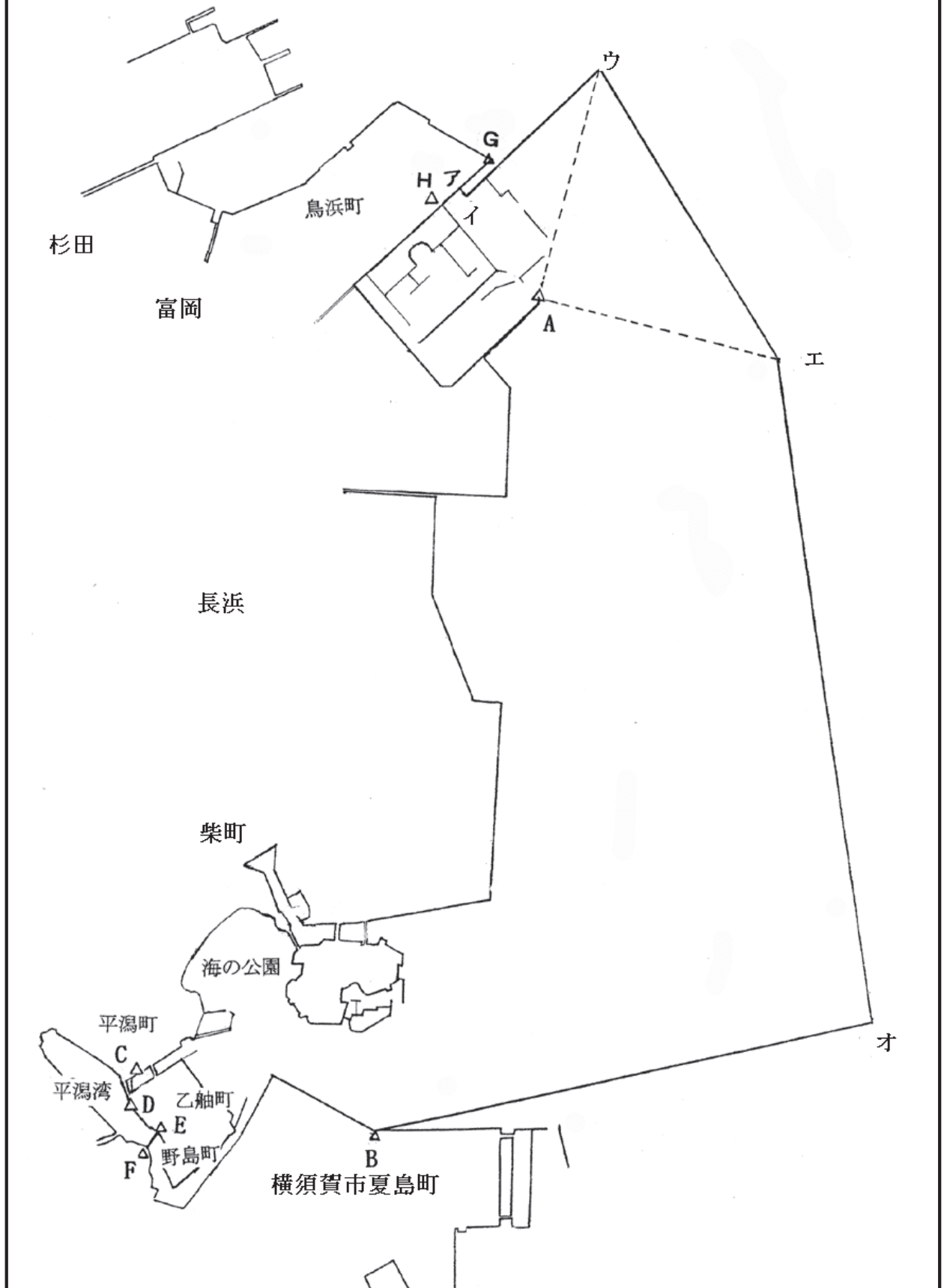
(3) 漁業協同組合

横浜市内に住所を有する漁業協同組合

2 指示の有効期間

平成27年9月1日から平成28年8月31日まで

委員会指示区域



退職者給付拠出金	727,065									
他 経 理 へ 繰 入					715		105,000			
そ の 他 の 支 出	2,484,225			60,664	526,749	108,598	17,800	21,005	4,472	
次年度支払準備金	1,399,828									
事務費負担金払込金				144,032						
計	20,813,572	44,185,351	224,591	430,139	574,011	455,346	2,727,822	263,532	20,151	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	909,053			1,125	101,952	△ 56,121	727,955	20,766	3,981	

(注) 区分ごとに四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

2 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財形
資 産										
流動資産	4,649,069	2,575,060	1,103,313	916,097	1,271,962	955,752	31,301,793	325,615	790,442	
固定資産			9,871,058	1,126	133	2,019,660	127,812,676	9,470,270		
繰延資産										
資 産 合 計	4,649,069	2,575,060	10,974,370	917,223	1,272,095	2,975,412	159,114,469	9,795,885	790,442	
負 債										
流動負債	61,005	2,575,060		15,057	43,320	33,689	140,924,115	1,297	208	
固定負債	1,399,828		10,974,370	329,081	60,556	68,478	57,875	7,875,549	559,178	
負債合計	1,460,833	2,575,060	10,974,370	344,138	103,877	102,167	140,981,991	7,876,846	559,386	
純資産										
資本剰余金						2,541,618				
利益剰余金	3,188,237			573,086	1,168,218	331,627	18,132,478	1,919,039	231,055	
純資産合計	3,188,237			573,086	1,168,218	2,873,245	18,132,478	1,919,039	231,055	
負債・純資産合計	4,649,069	2,575,060	10,974,370	917,223	1,272,095	2,975,412	159,114,469	9,795,885	790,442	

(注) 区分ごとに四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

平成27年 7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 借入物品及び数量

警察署用受付端末機ほかの借入れ 仕様書のとおり

(2) 借入物品の特質等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

入札説明書及び仕様書によります。

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する額(消費税及び地方消費税抜きの金額)を入札書に記載してください。

なお、入札金額の100分の108に相当する金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとしします。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「物件の借入れ」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 仕様書に示す特質等を有する物品を貸し付けることができる者であること。

(4) 神奈川県の名指停止期間中の者でないこと。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎1階 電話(045)210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWT〇申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県入札参加資格申請共同受付窓口(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

平成27年 8月26日(水)正午

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階 神奈川県会計局調達課調達第一グループ 古野一平 電話 (045) 210-6717

(2) 入札説明書の交付期間

平成27年7月31日(金)から同年8月25日(火)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を平成27年8月26日(水)正午までに3の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎1階 神奈川県会計局調達課調達第一グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

(1) 入札期間

平成27年9月7日(月)午後1時から同月10日(木)午後1時まで

(2) 開札日時

平成27年9月11日(金)午前8時30分

なお、郵便による入札をしようとする者は、平成27年9月10日(木)午後1時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be leased : Lease and maintenance of automated application and renewal of domestic driver's license entry machine and so forth for the use at police stations

(2) Time limit of tender : 1:00 p.m., September 10, 2015

(3) Contact point for the notice : Procurement Division of the Accounting Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-

8588 Japan, Tel (045) 210-6717

次のとおり一般競争入札を行います。

平成27年7月31日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 北 村 明

1 調達内容

(1) 委託業務名

新財務管理システム開発業務委託

(2) 委託業務の概要

入札説明書及び調達仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

(4) 履行場所

調達仕様書によります。

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による総合評価一般競争入札です。

本入札において、価格以外の要素は提案書により評価します。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「情報処理業務委託」に登録されている者であること。

(3) 神奈川県入札参加資格審査において営業種目として「情報処理業務委託」の「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。

(4) 調達仕様書に示す業務内容を公正かつ確実に遂行し得る者であること。

(5) 神奈川県の名指停止期間中の者でないこと。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎1階 電話 (045) 210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県入札参加資格申請共同受付窓口(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限
平成27年 8月25日(火)午後 5時

エ その他
詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によりま
す。

3 入札説明書の交付場所等
(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担
当する所属
郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁新
庁舎10階 神奈川県企業庁企業局財務部会計課経理調達グル
ープ 小島 正 電話 (045) 210-7042

(2) 入札説明書の交付期間
平成27年 7月31日(金)から同年 8月25日(火)まで

4 入札参加希望者に求められる義務
この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を
平成27年 8月25日(火)午後 5時までにかながわ電子入札共同シ
ステム、持参又は郵便により 3の(1)の場所に提出してください。
なお、郵便により提出をする場合は、郵便書留等の確実な方
法により、平成27年 8月25日(火)午後 5時までには到着するよう
送付してください。

5 入札方法等
(1) 提案書の提出期間及び場所
提案書は、平成27年 9月 1日(火)から同月 9日(水)まで(土
曜日及び日曜日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午
から午後 1時までを除く。)に 3の(1)の場所に提出してくださ
い。

(2) 入札及び開札の日時等
この入札は、かながわ電子入札共同システムにより入開札
を行います。
ア 入札期間
平成27年 9月 7日(月)午前 8時30分から同月 9日(水)午
後 5時まで
イ 開札日時
平成27年 9月10日(木)午前10時
なお、郵便による入札をしようとする者は、平成27年 9月 9
日(水)午後 5時までには到着するよう 3の(1)の場所に入札書を郵
送してください。

(3) 提案書の評価方法等
提案書の評価については、別記 新財務管理システム開発
業務委託に係る総合評価一般競争入札落札者決定基準に基づ
く書面による評価を行うとともに、提案内容の説明の場を設
けることとします。

(4) 入札の執行回数は、原則として 1回としますが、開札の結果、
予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入
札を行います。

6 落札者の決定方法
別記 新財務管理システム開発業務委託に係る総合評価一般
競争入札落札者決定基準によります。

7 その他
(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
免除

(3) 提案書の記載方法
入札説明書によります。

(4) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入
札の条件に違反した入札

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 詳細は、入札説明書によります。

8 Summary
(1) The nature and quality of the services to be purchased :
Consignment of development of new financial management
system
(2) Time limit of tender : 5 : 00 p.m., September 9, 2015
(3) Contact point for the notice : Tadashi Kojima, Public
Enterprises Bureau Financial Affairs Department Accounting
division, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-
ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-7042

別記 (5の(3)及び6関係)
新財務管理システム開発業務委託に係る総合評価一般競争入札
落札者決定基準

1 目的
新財務管理システム開発業務委託の業者選定を「総合評価方
式」により行うに当たり、必要な基準を定めるものとする。

2 評価実施機関
評価の実施は、専門的知識を有する 4名の者(以下「各有識
者」という。)が行うこととする。

3 入札者の評価方法
予定価格の範囲内で有効な入札を行った者ごとに、基礎価格
より算出した価格点と提案の内容により採点した技術点を合算
した総合評価点により評価する。

(1) 総合評価点の構成
総合評価点 (3,200点) = 価格点 (800点) + 技術点 (2,400点)

(2) 価格点の算出
価格点 = (1 - 基礎価格 ÷ 予定価格) × 800点
※ 基礎価格とは、入札価格(入札説明書に定める様式 9の
(1)と稼働後に係るライセンス費用(入札説明書に定める
様式 9の(2)の合計(入札説明書に定める様式 9の(4)に記
載された金額)とする。なお、稼働後のライセンス費用に
ついては、入札価格に含まないが、評価点の算出の対象に
は含むこととする。
※ 小数点第 2位未満は切捨てとする。

(3) 技術点の採点
ア 満点を 2,400点として、別表 評価項目一覧により各有識
者が提案内容を採点した各評価項目の平均点の合計とする。
※ 小数点第 2位未満は切捨てとする。
イ 提案内容に対する評価項目ごとの採点は、各有識者が原
則次の基準による 4段階で行う。ただし、個別の基準で採

点を行う項目もある。

区分	得 点	採 点 基 準
A	満点	具体性、実現性のある優れた提案である。
B	配点の2 / 3	具体性、実現性のある提案である。
C	配点の1 / 3	具体性、実現性はあるが大きな効果は期待できない提案である。
D	0点	記載がない、企業庁の仕様の趣旨に合わない、又は具体性、実現性がない提案である。

ウ 別表 評価項目一覧のうち、必須と記載した項目については、1項目でも得点が0点となった場合には、落札者とし

エ 技術点が1,200点未満の場合は、落札者とし

4 落札者の決定方法

- (1) 総合評価点が高い順に落札候補者名簿を作成する。
- (2) 総合評価点が高点の場合は、技術点の高い者を落札候補者名簿の上位とする。
また、技術点及び価格点それぞれ同点の場合は、基礎価格が低い者を落札候補者名簿の上位とする。
- (3) 落札候補者名簿及び地方自治法施行令第167条の10の2第5項に基づく学識経験者の意見を踏まえた上で、落札者を決定する。ただし、当該落札候補者と契約を締結するに当たり、公正な取引の秩序を乱すなど、契約することが著しく不適当であると認められる場合には、落札者とし

別表 評価項目一覧

分野	評価項目	評価の視点	必須	
企業の実績等	1 企業の実績	過去10年以内の都道府県の公営企業における財務会計システムの開発完了実績により評価する。 都道府県の公営企業における実績がない場合は、市町村の公営企業における実績があれば評価する。		
	2 企業の経営状況	直近の決算内容について、債務超過状態であるかどうかを評価する。	○	
全体評価	1 新財務管理システム再構築の目的	w e b方式によるシステム導入についての提案や事務の効率化について業務を支援する機能の提案があれば評価する。		
		システムの運用保守費用の削減について、提案があれば評価する。		
		共通管理経費の処理方法について、効果的な提案があれば評価する。		
業務要件	1 業務要件	主に次の点について具体性及び実現性の観点で評価する。 1 システムの全体概要 2 システムの考え方や特徴、アピールポイント等 3 開発を行うに当たって発生するとと思われる課題とその対応策		
基本要件	1 スケジュール	調達仕様書で示したスケジュールについて、平成29年4月稼働に向けた無理のない適切なスケジュールを提案しているかどうかを評価する。		
機能要件	1 業務・機能要件 (機能一覧) 共通	調達仕様書別紙7「機能一覧」に記載した項目について、「対応可能」「代替提案」「実現不可能」の別及びシステムへの実装方法について評価する。 調達仕様書別紙7「機能一覧」に記載した事項以外に追加提案があればその記載内容について評価する。 <提案者の記載方法> 1 調達仕様書別紙7「機能一覧」に記載した項目ごとに、対応可否(○: 対応可能、代替提案: 代替案により対応可能、×: 実現不可能)を記入する。 (1) 実装する上で制約がある場合は、その内容を具体的に説明する。 (2) 「代替提案: 代替案により対応可能」の場合は、その内容を具体的に説明する。 2 各サブシステムに採用している考え方、工夫等について、具体的に説明すること。また、各機能の効率化について提案があれば、記載する。 3 改善提案(調達仕様書及び機能一覧等に記載のない機能を含む。)を行う場合は、その内容、理由、有効性等を説明する。 4 その他、各サブシステムで個別に要求している項目について説明する。		
		(1) 予算処理	①機能の実装又は代替案の有無、②操作性、③その他の特徴の3点を総合的に評価する。	○
		(2) 収納処理	①機能の実装又は代替案の有無、②操作性、③その他の特徴の3点を総合的に評価する。 特に、次の点に留意する。 ・ 上下水道料金管理システムの連携上必要となる、現行システムの採番体系に基づいた執行番号の付与を行う機能の実現性	○
		(3) 支出処理	①機能の実装又は代替案の有無、②操作性、③その他の特徴の3点を総合的に評価する。 特に、次の点に留意する。 ・ 複数会計及び複数科目を1つの執行として登録できる会計併合機能	○

		<ul style="list-style-type: none"> ・ CSVファイルなどの取り込みにより、一括して支出命令、支払手続が行える機能 	
(4) 振替処理		①機能の実装又は代替案の有無、②操作性、③その他の特徴の3点を総合的に評価する。 振替項目の入力方法について、提案内容について評価する。 あらかじめ想定される仕訳パターンを登録しておき、パターンの選択により自動的に借方又は貸方に科目が表示されるなど、正しく仕訳を行い入力誤りを防止する機能があれば評価する。	○
(5) 執行状況管理処理		①機能の実装又は代替案の有無、②操作性、③その他の特徴の3点を総合的に評価する。 次の機能について、入札価格範囲内での実装の可否について評価する。 ・ 金融機関が報告する預金残高と取引データから算定する本日残高の整合性を比較する機能	○
(6) 資金計画処理		①機能の実装又は代替案の有無、②操作性、③その他の特徴の3点を総合的に評価する。	○
(7) 欠損処理		①機能の実装又は代替案の有無、②操作性、③その他の特徴の3点を総合的に評価する。	○
(8) 固定資産処理		①機能の実装又は代替案の有無、②操作性、③その他の特徴の3点を総合的に評価する。 機能一覧に記載していない次の機能について、入札価格範囲内での実装の可否について評価する。 1 配水管について効果的かつ効率的な資産管理を実現する機能 2 量水器について効果的かつ効率的な管理を実現する機能	○
(9) 決算処理		①機能の実装又は代替案の有無、②操作性、③その他の特徴の3点を総合的に評価する。	○
(10) 債権者管理処理		①機能の実装又は代替案の有無、②操作性、③その他の特徴の3点を総合的に評価する。	○
(11) 照会処理		①機能の実装又は代替案の有無、②操作性、③その他の特徴の3点を総合的に評価する。	○
2 追加提案 (機能一覧)		その他、入札価格の範囲内で実装可能な便利で有効な機能又は追加提案の件数について評価する。(10件以内)	
3 新会計基準への適用		新会計基準の適用について評価する。	○
4 EUC機能		EUC機能について、主に次の点について評価する。 1 EUC機能があるか。 2 データを容易に抽出できるか。 3 所属、年度、科目、支払方法など複数の条件を指定してデータの抽出が可能か。 4 セキュリティに配慮した仕組みとなっているか。	○
5 画面要件		主に次の点について評価する。 1 システム全体の統一性、ユーザーにとっての分かりやすさ、操作性の向上についての実現方法 2 入力作業の効率化や入力者の負担軽減を図るための技術的な方策、工夫等 3 ユーザーインターフェースの使い勝手 4 実現される業務の効率化の内容	
6 帳票要件		帳票等に関する利用者の利便性向上に資する事項について評価する。	
7 システム連携要件		主に次の点について評価する。 1 上下水道料金管理システムを修正することなく、より効率的なデータ連携方法が提案されているか。 2 連携は自動処理又は利用者の画面操作によって行えるか。また、自動処理の場合は、処理結果の通知機能があるなど、確実に連携が行われることが担保されているか。 3 将来の新たな連携に備えて、汎用的に利用できる連携インターフェースが提案されているか。	○
非機能要件	1 バッチ処理	主に次の点について評価する。 1 バッチ処理の方法について、具体的な提案があるか。 2 更に、処理時間を極力短縮するような工夫や、障害検知の方策についての提案は高く評価する。	
	2 オンライン処理性能・印刷処理性能	オンライン処理性能・印刷処理性能の向上に資する事項について評価する。	
	3 信頼性	主に次の点について評価する。 1 システム障害の防止のための具体的な実施策があるか。 2 機器障害時にも業務の停止を防止する仕組みがあるか。 3 操作ミス、バッチ処理の異常終了、環境設定ミス等の様々な障害からデータを保護し、迅速な復旧を可能とする構成か。 4 ストレージ等の障害時にも、障害発生直前の状態に復元が可能な構成か。	

	4 拡張性・上位互換性・システム中立性	<p>拡張性向上について、将来的な利用増や組織改編、機能追加、業務要件や稼働環境の変更等に対して、最小の費用で対応を可能とするために、採用している考え方や技術等について評価する。</p> <p>上位互換性に対して、最小の費用で対応を可能とするために、採用している考え方や技術等について評価する。</p> <p>システム中立性について、制約条件の有無及びその内容について評価する。</p>	
	5 権限	人事異動、組織改正等による大量の利用権限等の設定変更を行う事務の省力化・円滑化等についての方策を評価する。	
	6 情報セキュリティ要件	<p>主に次の点について評価する。</p> <p>1 セキュリティ対策を向上させるために採用している考え方、工夫、機能等について、次の視点からの提案がなされているか。</p> <p>(1) ユーザー認証等、不正アクセス対策の視点</p> <p>(2) なりすましやデータ改ざん等、不正防止対策の視点</p> <p>(3) ネットワーク不正侵入防止の視点</p> <p>(4) ウイルス対策等、不正プログラム対策の視点</p> <p>(5) その他有効なセキュリティ対策の視点</p> <p>2 ユーザー情報管理及び権限付与について、セキュリティを適切に確保しながら、システム管理者等の作業負担の軽減のための方策、機能等があるか。</p> <p>3 機密性が確保されているか。特に、個人情報の保護について、具体的な対策が提案されているか。</p> <p>4 完全性の確保について、具体的な対策が提案されているか。</p> <p>5 可用性の確保について、具体的な対策が提案されているか。</p> <p>6 誰が、いつ、どのような操作を行ったか解析することが可能か。</p>	
	7 運用性要件	<p>主に次の点について評価する。</p> <p>1 運用要件について、システムの円滑な稼働のため、自動化できる方策、効率化できる方策を評価する。</p> <p>2 運用・保守に係る費用について、妥当性のある提案となっているか。</p>	
	8 ハードウェア構成	<p>主に次の点について評価する。</p> <p>1 調達仕様書において、企業庁が別途調達する旨記載している一部ハードウェア等についての現時点で想定される機器構成、概算経費、制約条件の有無及びその内容等について評価する。</p> <p>2 負荷分散、危険分散を考慮した構成となっているか。</p> <p>3 仮想化ソフトウェアについて構成、調達費用、制約条件が記載されているか。</p>	
	9 ソフトウェア構成	<p>主に次の点について評価する。</p> <p>1 共通利用パソコンにActive X等のプラグインを使用する場合には、その内容を提案する。</p> <p>2 Javaランタイム(JRE)使用の有無及び使用する場合のバージョン管理についての考え方を提案する。</p> <p>3 サーバ機器に導入するOSについて、基幹業務への適用事例数、安定した稼働実績及びセキュリティホールが発見された場合の修正プログラムの提供までの期間などを提案する。</p> <p>4 運用管理・監視ソフトウェアについて、GUIツールの利用など、管理負荷の軽減策を提案する。</p> <p>5 データベース管理ソフトウェアは、商用のDBMSで開発元からの確実なサポートが受けられるか、及びクラスタリングによる並列処理を行うかについて提案する。</p> <p>6 その他、運用・管理負荷の軽減に役立つソフトウェアについて提案する。</p>	
	10 追加ソフトウェア	共通利用パソコンに追加のソフトウェアをインストールすることなく運用ができれば評価する。	
移行作業要件	1 データ移行	データ移行に関して、効果的な移行が行えるスケジュール及び役割分担の提案があれば評価する。	
	2 システム切替	適切かつ有効なシステム移行に資する方策について評価する。 更に、現行システムから新システムへの移行を円滑に行えるための工夫があれば評価する。	
マニュアル整備要件	1 マニュアル整備要件	マニュアルの整備について、利用者の利便性向上に資する提案があれば評価する。	
開発業務要件	1 開発体制	<p>主に次の点について評価する。</p> <p>1 開発体制</p> <p>2 開発体制、責任者及び要員の役割とその考え方、根拠等</p> <p>3 要員の役職、資格、経歴等</p> <p>4 中核となる技術者の実績(自治体名、従事期間、担当業務(機能名等)、役割、資格)等があればその内容</p> <p>5 本業務の遂行体制、指揮命令系統、品質管理体制など、提案者の業務の実施体制</p> <p>6 品質管理者の責任・権限</p> <p>7 定例会等の内容・頻度</p>	

	2 プロジェクト管理	主に次の点について評価する。 1 プロジェクト管理に関する考え方、進捗管理の具体的な手法 2 提案者と企業庁の役割分担や、企業庁が行うべき作業項目についての提案	
	3 開発文書	開発文書について、適正な記述や管理に対する事項について評価する。 管理文書について、調達仕様書に記載されていない有効な管理文書があれば、その点についても評価する。	
	4 品質管理	品質管理の具体的な手法について評価する。	
	5 開発環境	本システムの結合テスト工程までの間、開発作業に必要な環境及び作業場所は、受注者の負担において準備し、総合テストは本システムの本番環境で行うことになっているかどうかを評価する。	
	6 テスト要件	テスト要件については、十分に不具合を排除できる実施方法となっているかを評価する。	
不可能である事項	1 不可能である事項	調達仕様書に記載した事項（機能一覧を除く。）の中で、実現できないものがあるか。 1 実現できないものがあれば、その理由を記載すること。 2 実現ができなくても代替案があれば、その内容を記載すること。	○
その他	1 ^{かし} 瑕疵担保責任	本調達の成果物に瑕疵があった場合の対応についての提案を評価する。	
	2 その他	入札価格の範囲内で実現可能な、調達仕様書記載事項以外の付加提案事項（機能一覧に関する事項を除く。）があれば記載すること。（10件以内）	

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

平成27年 7月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日（随意契約の場合は契約日） (4)落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 (5)落札金額（随意契約の場合は契約金額） (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

1

(1)ノート型パソコン等の賃貸借及び保守 1式 (2)神奈川県警察本部総務部会計課 横浜市中区海岸通2-4 (3)平成27年6月9日 (4)I B J L 東芝リース株式会社 東京都港区虎ノ門1-2の6 (5)350,682,048円 (6)一般競争入札 (7)平成27年4月10日

2

(1)プログラム等移行委託業務（統計情報、警察総合、暴力捜査及び組対支援） 1式 (2)神奈川県警察本部総務部会計課 横浜市中区海岸通2-4 (3)平成27年6月1日 (4)株式会社日立製作所横浜支社 横浜西区高島1-1の2 (5)68,817,600円 (6)随意契約 (8)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号